八十五　この項第二欄第二十一号に掲げる部局（以下「自衛隊の病院」という。）の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長	
八十六　自衛隊病院の課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長	
八十七　自衛隊病院の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
八十八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
八十九　自衛隊地方協力本部長の属する職制上の段階	本部長	二十二　自衛隊地方協力本部
九十　自衛隊地方協力本部長を助け、自衛隊地方協力本部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	副本部長	
九十一　自衛隊地方協力本部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長	
九十二　前号に規定する官職の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第九十四号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	専門官	
九十三　自衛隊地方協力本部の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
九十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
九十五　研究本部の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長	二十三　研究本部

九十六　研究本部の部の所掌事務を分掌する課の班の長の属する職制上の段階	班長	
九十七　研究本部の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
九十八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
九十九　補給本部の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長	二十四　補給統制本部及び補給本部
百　補給統制本部及び補給本部（以下この項において「補給統制本部の部」という。）の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長	
百一　補給統制本部等の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長	
百二　補給統制本部等の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
百三　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
百四　情報本部の部長の属する職制上の段階	部長	二十五　情報本部
百五　前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階として防衛大臣が定めるもの	この項第三欄第百五号の防衛大臣が定める職制上の段階に応じ、防衛大臣が定める標準的な官職	
百六　技術研究本部長の属する職制上の段階	本部長	二十六　技術研究本部に置かれる内部部局
百七　技術研究本部副本部長の属する職制上の段階	副本部長	